

○防衛省令第七号

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第七十六号）及び国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律等の施行に伴う防衛省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月二十五日

防衛大臣 中谷 元

我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律等の施行に伴う防衛省関係省令の整備に関する省令（抄）

（自衛隊法施行規則の一部改正）

第一条 自衛隊法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十号）の一部を次のように改正する。

第八十六条の二十九第一項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の

確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

第八十六条の三十の表第八十六条の六第一項の項、第八十六条の十三（見出しを含む。）の項及び第八十六条の十八第一項の項中「第七十六条第一項」の下に「（第一号に係る部分に限る。）」を加え、同表第八十六条の二十九第一項の項中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改める。

別表第二十二中「~~第124条~~」を「~~第123条~~」に、「~~第125条~~」を「~~第124条~~」に改める。

別表第二十三中「~~第124条~~」を「~~第123条~~」に改める。

（武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行規則の一部改正）

第三条 武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行規則（平成十六年内閣府令第七十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行規則

第一条の見出し中「合衆国軍隊」を「特定合衆国軍隊」に改め、同条第一項中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）」に改める。

第二条中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令（」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令（平成十六年政令第二百七十八号。」に改める。

別記様式第二号から別記様式第四号までの規定中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律」に改める。

別記様式第五号中「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置

第15条第1項

に関する法律第15条第2項　や「武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行

第15条第3項」

第15条第1項

動に伴い我が国が実施する措置に関する法律第15条第2項　び「武力攻撃事態等におけるアメリカ合衆

第15条第3項」

国の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令」や「武力攻撃事態等及び存立危機事態
におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律施行令」に改める。

（外国軍用品審判規則の一部改正）

第四条　外国軍用品審判規則（平成十六年内閣府令第九十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「武力攻撃事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（」を「武力攻撃
事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号

。」「に改める。

（武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則の一部改正）

第五条 武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則（平成十七年内閣府令第九号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律施行規則

別記様式第一号から別記様式第四号まで、別記様式第六号から別記様式第十号まで、別記様式第十一号（表）、別記様式第十二号（表）、別記様式第十三号及び別記様式第十四号中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改める。

（捕虜収容所処遇規則の一部改正）

第六条 捕虜収容所処遇規則（平成十七年内閣府令第十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（」を「武力攻撃事態及び存立危機事態

における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号。」に改める。

第二十一条中「武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」を「武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律」に改め、「同じ。」の下に「又は存立危機事態（同条第四号に規定する存立危機事態をいう。以下同じ。）」を加える。

第三十四条、第四十七条及び第五十一条中「武力攻撃事態」の下に「又は存立危機事態」を加える。

（捕虜資格認定審査規則の一部改正）

第七条 捕虜資格認定審査規則（平成十七年内閣府令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律（」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律（平成十六年法律第百十七号。」に改める。

別記様式（表）中「武力攻撃事態における捕虜等の取扱いに関する法律」を「武力攻撃事態及び存立危機事態における捕虜等の取扱いに関する法律」に改める。

附 則

この省令は、我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十八年三月二十九日）から施行する。